

石川労働局発表

令和6年10月29日(火)

〔照会先〕

石川労働局労働基準部

監督課長 平山 和彦

主任監察監督官 河野 英俊

電話 076 (265) 4423



報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です ～シンポジウム、過重労働解消キャンペーンを実施、ベストプラクティス企業を訪問～

石川労働局(局長 八木 健一)は、11月の「過労死等防止啓発月間」において、過労死等をなくすためのシンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、県民への周知・啓発を目的として、11月28日(木)に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払い残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、石川労働局長によるベストプラクティス企業への訪問、意見交換などを行います。

1 県民への周知・啓発

(1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催(別添1)

過労死遺族の方の体験談やメンタルヘルスの専門家による講演などを行います。
無料でどなたでも参加できます。

・日 時 令和6年11月28日(木) 13:30～15:40(受付13:00～)

・場 所 石川県地場産業振興センター 本館第1研修室

【参加申込方法】別添1裏面のQRコード(専用webサイト)、FAXで事前にお申し込みください。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

(2) ポスターの掲示などによる県民に向けた周知・啓発の実施

県内使用者団体、労働組合、県市町など(計38団体)に対して、ポスターの掲示、パンフレット・リーフレットの配布などの協力要請を実施済

2 「過重労働解消キャンペーン」の概要(別添2)

(1) 労使の主体的な取組を促します

石川労働局長が使用者団体等に対して長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を促す要請を行います。(下記団体には直接訪問します)

【一般社団法人石川県経営者協会会長への要請】

・令和6年11月1日(金) 10:30～(於:金沢商工会議所会館3F協会事務所)

※要請場面の取材(カメラ入り含め)が可能です

(上記団体のほか使用者団体、石川県社会保険労務士会など計12団体に対し要請予定)

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

石川労働局長が取引先と協力して長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業及びその取引先等の経営トップと意見交換を行い、長時間労働削減に向けた取組事例を収集し広く紹介します。石川運輸支局長も参加します。

【カナカグループ 石川アサヒ運送株式会社及び若松梱包運輸倉庫株式会社(取引先運送事業者)との意見交換】

・令和6年11月15日(金) 10:00～(於:石川アサヒ運送佐奇森センター(金沢市佐奇森町イ84))

・意見交換、場内見学の場面も取材(カメラ入り含め)が可能です。

(詳細については、改めて、プレスリリースいたします。)

(3) 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

(4) 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（金）から11月7日（木）を過重労働相談受付集中週間（11月3日（日・祝）、4日（月・振替休日）を除く）とし、労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

(5) 特別労働相談受付日を実施します

11月2日（土）に下記相談窓口にて電話及びSNS（LINE）による特別労働相談を実施します。

① 過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：^{フリーダイヤル}0120（^{なくしましょう}794）^{長い残業}713

実施日時：令和6年11月2日（土）9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

② SNS（LINE）相談【委託事業】

相談先：<https://www.check-roudou.mhiw.go.jp/lp/holine>

実施日時：令和6年11月2日（土）9：00～21：00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します（別添3）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月にかけて、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

また、特別企画として「業務効率化セミナー」を東京・大阪で実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

【専用ホームページ】

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

▼特設ホームページはこちら

過重労働解消キャンペーン

検索



別添1：過労死等防止対策推進シンポジウム（石川会場）

別添2：「過重労働解消キャンペーン」リーフレット

別添3：「過重労働解消のためのセミナー」リーフレット

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の
尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

**参加
無料**

事前申込

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時

2024年 **11月28日(木)**
13:30~15:40 (受付13:00~)

会場

**石川県地場産業振興センター
本館 第1研修室**
(石川県金沢市鞍月2丁目1番地)

基調講演

**産業医としてできること、
やってきたこと**

～長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に～

産業医・原島産業医事務所 代表

原島 浩一 氏



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：石川県、金沢市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議
働くもののいのちと健康を守る石川センター

石川会場

プログラム

〔石川労働局からの報告〕

〔過労死遺族の声〕

〔基調講演〕

「産業医としてできること、やってきたこと
～長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に～」
原島 浩一 氏（産業医・原島産業医事務所 代表）

原島 浩一 氏

原島産業医事務所代表
労働衛生コンサルタント
認定産業医



群馬大学医学部および群馬大学大学院卒業後、
放射線腫瘍医として癌の治療に従事。
2007年から自動車製造業の専属産業医を経て、
現在は10数社の嘱託産業医を務める。

●会場のご案内

石川県地場産業振興センター 本館 第1研修室

（石川県金沢市鞍月2丁目1番地）

・金沢駅から当センターまで約4km

【タクシー】JR金沢駅金沢港口（西口）より 約10分

【北鉄/バス】JR金沢駅金沢港口（西口）より 約20分 金沢駅西口6番乗り場「工業試験場行」
または「消費者支援センター行」乗車「工業試験場」下車

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



※駐車場に停められる台数に限りがありますので、
お車でお越しの際はできるだけ乗り合わせてお越し下さい。

Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。▶▶▶

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム〔参加申込書〕

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電 話： ☎ 0570-080082（ナビダイヤル）
E-mail： karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

厚生労働省では、**過重労働解消キャンペーン**期間中、次の取組を実施します



1 労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

4 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

5 専用ホームページ ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料



専用ホームページ ▶ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

別添 2

毎日の労働時間、
見直しませんか？

働き過ぎにより生じるさまざまなリスク、ご存知ですか。
あなたの心や体は大丈夫ですか？
健康のために必要なこと、
それは適切な労働時間と健全な労働環境です。
あなたは、働き過ぎていませんか？
毎日の労働時間、この機会に一度、見直してみませんか。



ダメ、働きすぎ!

11月「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

なくしましう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

☎ 0120-794-713



※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です 都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

労働条件相談
ほっとライン
【厚生労働省委託事業】

☎ 0120-811-610

相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00



11月2日(土)は、
SNS相談も
実施しています

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知っていますか？

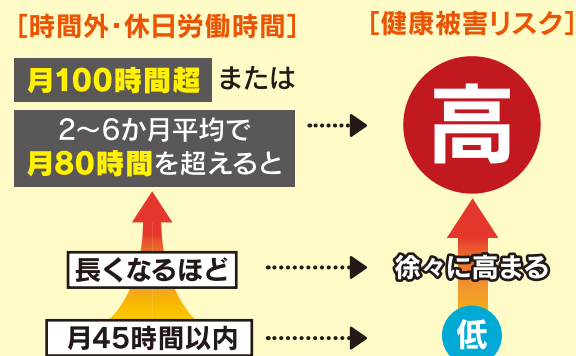
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

確かめよう労働条件サイト ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



たしかめたん



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

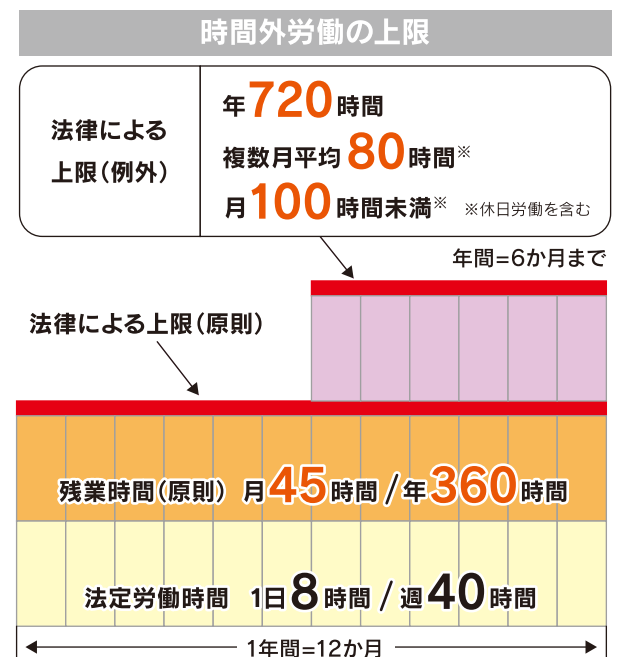
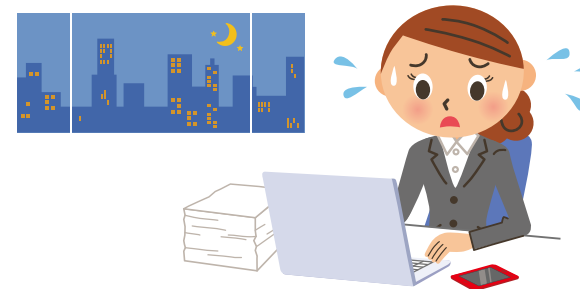
働き方・休み方改善ポータルサイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



過重労働による健康障害を防止するために

1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(右枠参照)は必ず守ってください。
- 時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- 労働時間を適正に把握(※2)してください。



2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません(対象:年次有給休暇が年10日以上付与される労働者)。
- 年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

有給休暇



3 労働時間等の設定を改善しましょう。

- 勤務間インターバル制度(※3)の導入をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- 具体的な措置の内容は、ガイドライン(※4)を確認しましょう。

4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- 指針(※5)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)

※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4 「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)

※5 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、平成18年3月、健康保持増進のための指針公示第3号)

知らなかったじゃ済まされない!

でも!? 知ってよかった!

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

別添 3

全47回

・参加費・
無料

過重労働解消 のためのセミナー

実務的に使える
知識やノウハウを
提供いたします!



セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

セミナー内容

- 01 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 02 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- 03 過重労働解消に関する企業の取り組み事例

開催日程: **2024年11月~2025年1月**

開催時間: 対面150分、オンライン100分

開催方法: 全国 22 箇所では対面・25 回のオンライン開催(詳細は裏面参照)

◆ほか、特別企画「業務効率化セミナー」を東京・大阪の会場で開催



お問合せ・セミナー受講のお申し込みはこちら

令和6年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
事務局 株式会社タスクールPlus

愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4階
TEL: 050-5810-1032 (受付 / 平日 9:00-17:00)
担当: 水口・山田

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー



令和6年度厚生労働省委託 就業環境整備・改善支援事業

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

開催スケジュール



会場開催(22回)+ オンライン開催(25回)

会場開催 実施時間14:00~16:30

開催地	開催日	会場	開催地	開催日	会場
北海道	11月19日(火)	かでの2.71060会議室	静岡	12月3日(火)	静岡市民文化会館 第1会議室
青森	12月10日(火)	アスパム 津軽会議室	愛知	11月26日(火)	ウインク愛知 中会議室1103
岩手	11月28日(木)	盛岡市民文化ホール 第2会議室	京都	12月4日(水)	みやこめっせ 大会議室
宮城	12月5日(木)	フォレスト仙台 第1、2会議室	大阪	1月10日(金)	エルおおさか 大会議室
群馬	11月28日(木)	昌賢学園まえばしホール (前橋市民文化会館) 第5会議室	岡山	12月19日(木)	岡山国際交流センター 3F研修室
埼玉	1月15日(水)	JA共済埼玉ビル 第一会議室	広島	11月20日(水)	広島市南区民文化センター 大会議室A
千葉	12月20日(金)	千葉県教育会館 303会議室	香川	1月17日(金)	サン・イレブン高松 2階研修室
東京	11月20日(水)	日本教育会館 第二会議室	福岡	11月27日(水)	福岡県教育会館 第一会議室
神奈川	12月18日(水)	横浜市技能文化会館 多目的ホール1(半面)	熊本	12月17日(火)	パレアくまもと県民交流館 会議室7
新潟	11月21日(木)	新潟市産業振興センター 中会議室	鹿児島	12月12日(木)	鹿児島県文化センター宝山ホール 第3 会議室
岐阜	11月22日(金)	岐阜市民会館 48会議室	沖縄	12月13日(金)	沖縄産業支援センター 会議室大

オンライン開催 各回100分

オンライン開催は詳細テーマを深掘りして解説いたします。

※開催日ごとの詳細テーマはWebページをご確認ください

開催日	実施時間	開催日	実施時間	開催日	実施時間
11月7日(木)	14:00~	11月26日(火)	10:00~	12月12日(木)	14:00~
11月12日(火)	10:00~	11月26日(火)	14:00~	12月17日(火)	14:00~
11月12日(火)	14:00~	11月28日(木)	10:00~	12月19日(木)	14:00~
11月14日(木)	10:00~	11月28日(木)	14:00~	1月16日(木)	14:00~
11月14日(木)	14:00~	12月3日(火)	10:00~	1月21日(火)	14:00~
11月19日(火)	10:00~	12月3日(火)	14:00~	1月23日(木)	14:00~
11月19日(火)	14:00~	12月5日(木)	10:00~	1月28日(火)	14:00~
11月21日(木)	10:00~	12月5日(木)	14:00~		
11月21日(木)	14:00~	12月10日(火)	14:00~		

詳細テーマの例

【A】こころ

過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法

【B】からだ

過重労働と身体の健康の関係と改善・対策方法

【C】リスク

裁判例から見る過重労働

◆特別企画◆ 業務効率化セミナー(2回)

開催地	開催日	開催時間	会場
東京	12月11日(水)	14:00~16:30	AP虎ノ門 Bルーム
大阪	11月29日(金)	14:00~16:30	新大阪丸ビル別館 4-3号室

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー

